

社会福祉連携推進法人 日の出医療福祉グループ
社会福祉法人 恕心福祉会
給食調理業務委託者選定に係るプロポーザル募集要項

1.施設名

社会福祉法人 恕心福祉会

特別養護老人ホーム加古川さくら園

特養 50床

短期入所 20床

通所 40名

2.施設場所

(1)特別養護老人ホーム加古川さくら園

(特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス)

兵庫県加古川市東神吉町神吉1844-5

3.契約期間

2024年6月1日から2025年5月31日まで

ただし、契約期間満了3ヶ月前までに双方に依存がなければ5年間

(2029年3月31日)を限度として更新できるとし、更新に係る契約書は単年度ごとに締結する。

4.参加資格

(1)2023年12月現在で兵庫県内の特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設における給食業務委託の実績があること。

(2)厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準ずる自社の衛生マニュアルを確立し、現にこれに基づき調理業務を行っていること。

(3)兵庫県または大阪府内に本店または支店若しくは営業所を有し、かつ当該支店若しくは営業所において、契約の締結の権限を有する代理人をおいていること。

(4)最近3ヵ年の法人事業税、法人税及び消費税・地方消費税を完納していること。

(5)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(6)当法人理事、監事が役員となっている企業でないこと。

(7)食材提供方式か委託方式のどちらかの提案とする。

5.給食内容

(1)献立の作成

貴社の提案を提示すること

(2)クックチル方式を導入していること

(3)調理形態について

利用者の状態に合わせて、常食、ソフト食、ミキサー食、ゼリー食等が提供可能であること。また、それに近い形で提供できること。

(4)行事食について

最低月に2回の行事食の提供があり、通常の食事費と統一価格で提供すること。

(5)介護食について

常食と介護食は、同一内容の献立で提供が可能であること。

6.配膳時間・下膳時間及び食事時間

(1) 下記の通りとする。ただし、変更の場合がある。

(2) 乙は「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定める基準に従い、調理終了後から2時間以内に喫食を開始できるよう努めるものとする。

この場合の調理終了は、盛付終了を指すものとする。

	配膳時間	下膳時間
朝食	8 : 0 0	1 0 : 0 0
昼食	1 2 : 0 0	1 4 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0	2 0 : 0 0

7.提供食数

(1) 1日あたりの提供食数については、下記記載内容とする。(※通所は定員数を記載)

項目	朝食	昼食	夕食	間食
入居	50食	50食	50食	50食
短期入所	10食	10食	10食	10食
通所		40食		
職員		10食		

8. 食材提供方式の条件

(1) 自社工場の保有について

- ① 食材の品質改善・緊急時の対応が出来るよう自社工場を有していること。
- ② 災害時に備えて、複数の工場を備えていること。

(2) 献立・食材について

- ① 日本人食事摂取基準に基づく栄養価で、献立作成がなされていること。
- ② 献立は、一汁三菜の献立であり、季節感を取り入れた献立であること。
- ③ 最低月2回は、行事食を取り入れており、飽きの来ない献立となっていること。
- ④ 提供食材の80%以上は、クックチル食材であること。
- ⑤ 介護食は、ソフト食・ミキサー食・ゼリー食とし、同様の内容で提供可能であること。
- ⑥ 利用者の嗜好対応・禁止食対応に対して常食・介護食共に代替商品の準備があること。
- ⑦ 献立システムについては、関係官庁に提出する栄養帳票書類等の出力ができること。
- ⑧ おやつを提供が可能であること。

(3) 配送について

- ① 食材の納品は、毎日配送あるいは、隔日配送であること。
- ② 配送時間については、事前に通知をすること。
- ③ 初回の食材納品に立ち会うこと。
- ④ 配送はゴミ処理の観点から段ボールではなくコンテナで配送すること。

(4) アフターフォローについて

- ① 商品導入時には、商品の取り扱いについて説明を行い、厨房職員へ周知すること。
- ② 商品内容のヒアリングを定期的に行い、改善に努めること。
- ③ 人材不足時の際には、採用代行・派遣等の人材サポートを行うこと。
- ④ 必要に応じて給食収支の見直しを行い、給食運営の安定に協力すること。
- ⑤ 迅速な対応が出来るよう担当を2名以上配置すること。

(5) 災害時の対応について

- ① 食材供給の工場が被災した場合、別の拠点から食材調達が可能であること。
- ② 非常食の準備があり、常食・ソフト食・ミキサー食・ゼリー食の準備があること。
- ③ 非常時は、配送ルート・配送方法を変更し、食材提供に努めること。

(6) 食材提供方法について

- ① 朝食は、ユニットにて職員対応を行い、昼食・夕食は主厨房で調理し、大皿にてユニット配膳を行うものとする。

9. 給食委託方式の条件

(1) 業務の実施にあたり、施設の指示監督に従い、責務を果たすと共に運営方針を遵守すること。

(2) 食数管理業務、給食栄養管理業務

施設が指示する食事内容に基づき、給食数を把握すること。

受託者は、関係官庁に提出する給食関係の書類の基礎資料作成に協力すること。

受託者は、上記以外の給食関係伝票の整理、報告書を作成・管理すること。

(3) 給食材料の購入及び在庫管理業務

①献立表及び予定食数に基づき、給食材料を発注・購入をすること。

②食材の仕入れ及び保管・管理を行う際に、品質・鮮度・衛生状態等について十分に留意すること。

③食材の納品に関しては発注票どおりに納品されたか、及び適正な品質状況であるか否かを確認すること。

④食材の仕入れに関して地元の業者を優先して使用すること。

(4) 調理及び盛り付け業務、保存食の管理作業

①施設の定める給食作業時間、配膳時間、下膳時間を遵守し、適時・適温給食に努めるように調理、盛り付けを行うこと。

②味付け及び盛り付けは、入所者、利用者の食欲を増進させるように創意工夫すること。

③毎食ごとに保存食を確保すること。

④保存食は、原材料及び調理品を50g ずつ清潔な容器に密封し、2週間冷凍保存すること。

(5) 従業員の管理業務（衛生管理、健康管理業務）

①受託者は、従業員の衛生管理、健康管理等については、常に配慮をするとともに健康診断を定期的に毎年1回実施し、その結果を施設に報告すること。

②受託者は、従業員の検便を定期的に毎月2回実施し、その結果を施設に報告すること。

③受託者は、従業員に清潔な作業衣装等を着用させ、常に清潔を保持すること。

(6) 従業員の配置

①業務責任者として、豊富な知識・技術を有し、老人福祉施設及び病院等において2年以上の経験を有する調理師又は管理栄養士又は栄養士資格の責任者を配置すること。

②専門的な立場から必要な指示を行うため常勤の管理栄養士又は栄養士を配置すること。

③配置人員については常勤職員を2名以上とし、そのうち1名以上は有資格者（調理師又は管理栄養士）とすること。また、常勤以外の従事者についても適切な業務の遂行に十分な人数を確保すること。

④従業員の駐車場について、施設場内に2台分は無償で提供するが、それ以上の台数については受託者が用意するか施設と協議し対応すること。

(7) 遵守事項

- ①業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ②受託者は、反社会的勢力もしくはそれらに準ずるもの、またその構成員でないこと。反社会的勢力と関係を有しないこと。
- ③高齢者の身体的状態に合わせ、仕込みの切り方、大きさや調理時の柔らかさ等について配慮し、作り方を変えること。
- ④医師の食事箋に基づいた特別食の提供が必要な場合は個別に対応すること。
また施設栄養士から個別対応の指示があった場合も対応すること。

(8) 代行保証

受託者は、何らかの事情により受託業務の全部又は一部の遂行が困難になった場合を担保するため、公益社団法人日本メディカル食事協会の代行保証制度に加入、又は次により代行保証の体系を整備するものとする。

- ①受託者が受託するすべての業務を代行することができるものであること。
- ②業務を代行することができる能力が担保されていること。
- ③代行するにあたっての連絡体系が明確であること。
- ④業務再開できる場合は、代行保証に基づく代行を解除するものであること。

(9) 業務事前準備引継ぎ等

- ①受託者は、給食業務を円滑に実施するために、契約締結後に施設と給食業務について協議し、実際の動きを踏まえた事前研修を実施するなど準備態勢を確保し、受託業務に臨むこと。
- ②契約期間満了及びその他の事情により受託者が変更となる場合には、十分な準備期間を設けて現場視察、情報共有など次に受託する予定の業者と引継ぎを綿密に行い、変更後の業務が円滑に遂行できるよう協力しなければならない。

10. 協議事項

仕様書に記載されていない事項については、双方で誠意をもって協議し決定すること。
業務の履行について、施設が要求する水準に満たないと判断した場合には、指導・改善要求を行うものとする。

11. スケジュール

本プロポーザルは、以下の日程により実施する。なお、変更が生じた場合は、その旨をすべての参加業者へ連絡することとする。

- (1)募集要項配布 2024年2月13日(火)
(午前10時~午後5時まで 土・日曜、祭日は除く)
- (2)応募申込書提出締切 2024年2月22日(木)15:00 まで
- (3)質問書の受付期間 2024年3月8日(金)15:00 まで
- (4)質問書への回答期間 2024年3月15日(金)
- (5)審査(プレゼンテーション) 2024年3月18日(月)~3月22日(金)

(6)審査結果発表 2024 年 3 月下旬

(7)契約書の締結 2024 年 5 月

1 2.プレゼンテーション内容について

(1) 会社概要・過去の業務実績(※福祉施設等の給食業務についての実績)

(2) コストシミュレーションについて

①食材提供方式の場合

・食材費(商品代)、その他食事提供に必要な食材の概算費用、想定される人員配置提案と概算人件費、その他概算雑費が分かるよう分けて記載。

・前提条件として時給 1,100 円とし、必要シフト時間に時給を乗じた金額を人件費とする。

・必要シフト時間を算定する際の食事提供方法は、朝食はユニットにて介護職員が対応するものとして必要シフト時間には含めず、あくまでも昼食と夕食を主厨房で再加熱し、大皿盛りした食事をユニット配膳するのに必要なシフト時間を算定するものとする。

・介護食・禁止食の対応に別途費用が発生する場合は、その旨も記載すること。

・概算雑費として、被服費・検便・消耗品費として、給食費の 0.7%を上乗せすること。

・概算年間給食費を 12 ヶ月で除して試算すること。

②給食委託方式の場合

・食材費,固定管理費が分かるよう分けて記載。

・概算年間給食費を 12 ヶ月で除して試算すること。

(3) 献立に対する考え方について(献立の立案方法、月間の献立案など)

①貴社における献立作成における創意工夫

②介護食の取り組みについて(常食・ソフト食・ミキサー食・ゼリー食)

③労務管理体制(食材提供会社については、シフト提案・サポート体制について)

④衛生管理体制

⑤教育・研修制度

⑥災害時・緊急時に対する対応

被災時の対応・フォロー体制について

⑦職員配置について(※職員構成、勤務案、欠員時における対応策など)

(食材提供会社については、貴社の食材を利用した場合の想定配置人数を明記すること)

⑧施設職員(栄養士、介護職員等)との連携のための取り組みについて

1 2. 問い合わせ先

社会福祉法人 恕心福祉会【担当：法人本部 福島】

〒675-0057

特別養護老人ホーム加古川さくら園

兵庫県加古川市東神吉町神吉 1 8 4 4 -

TEL079-432-7300

E-mail :jyosin@kakogawa-sakuraen.com

1 3. 提出書類

(1) 応募の申し込み時

応募の申し込みをする際は、以下の書類を提出することとする。

なお、提出の方法は、持参若しくは郵送とする。

(ア) 応募申込書

(イ) 概算費用

(ウ) 会社概要が分かる書類

(2) プレゼンテーション時

プレゼンテーションの当日に提出する資料は以下のとおりとする。

(ア) 企画提案書(書式自由にて、後述の内容について記載すること。)

(イ) 企画提案書、及び対応する見積書は 1 社につき 2 案まで提出を認める。

(ウ) 概算費用

(エ) 会社概要が分かる書類

令和 年 月 日

社会福祉法人 恕心福社会

住所

会社名

代表者氏名

印

応募申込書

特別養護老人ホーム 加古川さくら園における給食業者選定に係るプロポーザルに参加することを表明します。

申し込み希望の確認	提案数 (希望する場合)	施設名
希望する・希望しない	1案・2案	特別養護老人ホーム 加古川さくら園

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

令和 年 月 日

社会福祉法人 恕心福祉会

概 算 費 用

特別養護老人ホーム 加古川さくら園における月間給食費について

<input type="checkbox"/> 食材提供会社				
食材費（商品代）	その他 必要食材の概算費用	概算人件費	概算雑費	月間給食費

<input type="checkbox"/> 委託給食会社		
食材費	管理費	月間給食費

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail